

君津市農村環境改善センターの指定管理者の指定について

君津市農村環境改善センターの指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 君津市農村環境改善センター
- 2 施設の位置 君津市久留里市場 374 番地の 1
- 3 指定管理者 君津市清和市場 656 番地  
農村環境改善センター管理協力会  
会長 田丸 喜一
- 4 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 11 月 29 日提出

君津市長 石井宏子

## 君津市農村環境改善センターの指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 農村環境改善センター管理協力会
- 2 代 表 者 会長 田丸 喜一
- 3 所 在 地 君津市清和市場 656 番地
- 4 設 立 日 平成 25 年 9 月 10 日
- 5 目 的 等 農業及び農村の健全な発展を期するため、君津市農村環境改善センターの効率的な運営を図ることを目的とする。  
目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 施設利用者の利用増加を図り、市民サービスの向上に資するために、会員に対する接遇研修などを行い、効率的な管理運営体制を構築するための事業。
- (2) 協力会は、利用者の意見、要望を把握し、効率的な運営を図るために、アンケート調査などを積極的に実施する。
- 6 構 成 員 会員 4 人